

(5) 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下表のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和2年度 決算額	都市計画税 充当額	事業費に対する 充当率	(参考) 前年度充当額
都市計画税 (歳入)	3,617,006			3,690,873
都市計画事業 (歳出)	5,228,791	3,617,006	69.2%	3,690,873
8款 土木費	4,449,068	2,945,042	66.2%	3,014,035
5項 都市計画費	1,879,804	982,058	52.2%	865,146
2目 まちづくり計画事業費	231,844	197,055	85.0%	164,310
3目 街路事業費	915,342	158,512	17.3%	205,417
4目 市街地整備費	732,618	626,491	85.5%	495,419
6項 公園費	679,772	334,623	49.2%	363,211
1目 公園整備費	679,772	334,623	49.2%	363,211
7項 下水道費	1,889,492	1,628,361	86.2%	1,785,678
1目 下水道事業費	1,889,492	1,628,361	86.2%	1,785,678
12款 公債費 (都市計画事業分)	779,723	671,964	86.2%	676,838

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

